

都道府県	(イ) 消防機関と医療機関の連携体制					(フ) 県境を越える患者の搬送体制					
	① 医療機関の窓口体制	② 消防機関における体制	③ 消防機関における体制	④ メディカルコントロールの活用	⑤ 県境を越える患者の搬送体制						
都道府県	<p>① 医療機関の窓口体制</p> <p>消防機関等からの搬送照会に対し、平日昼間はもとより、特に夜間・休日において、直ちに医師等の受入判断を行える者が直接対応する体制がとられているか。</p>	<p>上記体制がとられていない場合、窓口から院内の医師等に対し、速やかに受入判断の照会を行える体制が確保されているか。また、ホットラインの対応者は医師等と定められているか。</p>	<p>救急医療機関において、搬送照会に係る応答記録を作成しているか。</p>	<p>全ての救急隊に救急救命士や救急科課程修了者等の救急医療に関する知識を有する職員が配置されているか。</p>	<p>現地の救急隊のみでは搬送受入照会が困難な場合、救急隊と指令センター双方に、妊婦の救急搬送に際し、医療機関への連絡方法等を示した手順書等があるか。</p>	<p>都道府県において、県内医療機関だけでは受入が困難な救急患者の県境を越える搬送実績(病院別による搬送先医療機関やその件数等)を把握しているか。</p>	<p>自県内の搬送先医療機関の選定に困難な場合等において、隣接する都道府県等の応需情報にもアクセスできるよう、パスワードの提供を行う等その共用化が図られているか。</p>				
8 茨城県	<p>搬送照会の受付窓口で即断して回答している施設は42%であり、事務職員が窓口の場合は即断できない割合が高くなる</p>	<p>受付窓口が受け入れ可能な窓口は、直ちに医師に電話若しくは電話でホットラインを有する施設の半数位で医師が対応している</p>	<p>53%の施設が応答記録を作成している</p>	<p>救急救命士の救急隊運用率は85%（19、4現在）、救急隊修了者は全ての救急隊に配属。</p>	<p>可能</p> <p>手順書は作成されていない</p>	<p>指令センターと連携したうえで搬送先を探すこともあるが、搬送先選定の重複を避けるためえて救急車のみで探すこととしている本部もある。</p>	<p>一部の消防本部では、協力的な医師との間で行われている。</p> <p>その外では制度として確立しておらず、あまり行われていない。</p>	<p>県外に搬送された患者数は把握しているが、県外から県内に搬送された状況は把握していない。</p>	<p>作成していない</p>	<p>広域災害情報システムは共有化されているが、その他は共有していない</p>	
9 栃木県	<p>平日昼間においては約75%の医療機関で、夜間・休日においては約71%の医療機関で、直ちに医師等の受入判断を行える者が直接対応する体制がとられている</p>	<p>救急専用のホットラインとしては、分娩施設を有する救急医療機関においては約67%の施設で作成している</p>	<p>配慮されている。</p>	<p>93%の消防機関で可能</p> <p>施設の手順書はない（臨卒中の手順書はある）</p>	<p>93%の消防機関でとられている</p>	<p>とられている</p>	<p>本県から県外への搬送件数は把握している。また、主に県南地域において救急や周産期医療について、高次の医療機関を持つ自治医大や足利市立病院等に近隣県から多くの患者が来院し問題となっていることから、これらの病院への搬送件数については把握している</p>	<p>定めていない。</p>		<p>現在のところ対応していない</p>	
10 茨城県	<p>ほとんどの医療機関において、医師が直接対応する体制となっている。</p>	<p>医師以外の者が受入照会の対応を行う場合であっても、全ての医療機関において医師に受入の判断を確認できる。</p>	<p>一部の医療機関を除き、代表番号以外にホットラインを有している。</p>	<p>救急隊には、救急救命士、救急標準課程または救急II課程修了者が配置され、一般的な観察や処置は全ての救急隊において可能である。</p>	<p>妊婦の救急搬送に関する手順書等はないが、基本的な観察は可能である。</p>	<p>連携の中で連携して照会する体制がとられている。</p>	<p>現状で事後検証等を実施しているが、搬送支援に係る助言体制までは至っていない。</p>	<p>県外への救急搬送の統計、また、母体及び新生児を県外に搬送する場合、基本的には、総合周産期母子医療センターの医師が県外医療機関との調整を行っている。</p> <p>県外から県内に搬送されてくる場合は、搬送の受入依頼があった周産期医療施設において、受入可能な状況である場合、県外搬送を受け入れている。</p>		<p>現状では、共有化は図られていない</p>	
11 埼玉県	<p>△対応89.7%</p>	<p>体制がとられていない場合→3医療機関</p> <p>窓口から院内の医師等に対し、速やかに受入判断の照会を行える体制が確保されているか</p> <p>△対応65.7%</p> <p>照会応答マニュアルが医療機関の職員のみならず、地域の消防本部にも情報共有されているか</p> <p>×</p>	<p>救急医療機関から消防機関からのホットラインが取扱されているか</p> <p>△対応65.2%</p> <p>ホットラインの対応者は医師等と定められているか</p> <p>△対応65.4%</p> <p>照会応答マニュアルが作成されているか</p> <p>×</p>	<p>△対応58.5%</p> <p>○</p>	<p>救急隊において、妊婦を前提とした傷病者の観察が可能か</p> <p>○</p> <p>消防本部に、妊婦の救急搬送に関し、医療機関への連絡方法等を示した手順書等があるか</p> <p>△</p>	<p>△</p>	<p>△</p>	<p>×</p>	<p>×</p>	<p>×</p>	
12 千葉県	<p>体制がとられている施設：24施設うち1施設は平日昼間のみ</p>	<p>医師等に照会を行える医師等の作成マニュアルの作成</p>	<p>ホットラインがあるうち医師等が対応</p> <p>16施設</p> <p>8施設</p>	<p>作成している</p> <p>20施設</p>	<p>配慮されている</p>	<p>救急隊において、妊婦を前提とした傷病者の観察が可能</p> <p>26機関</p> <p>手順書がある</p> <p>1機関</p>	<p>体制がとられている</p> <p>26施設</p>	<p>体制がとられている消防本部</p> <p>3（対象 8箇所）</p>	<p>管外搬送の状況としては把握している</p> <p>10施設が、県外の医療機関リストを作成しており、そのうち、5施設がルールを定めている。</p>	<p>現在、共有化は図られていない</p>	
13 東京都	<p>東京都指定二次救急医療機関においては、夜間・休日も遅延で常時対応する体制をとっている。受入判断は医師が行い、看護師等を経由しての確認となることもある。</p>			<p>・病院の判断により作成されている。</p>	<p>・配慮されている。</p>	<p>・救急科及び救急救命士課程において教育されており、観察可能である。</p> <p>・東京都メディカルコントロール協議会による検討を経た救急活動基準により実施している。</p>	<p>・とられている。</p>	<p>・東京都メディカルコントロール協議会として救急隊指導医体制を確保するとともに、事後検証委員会等の体制をとっている。</p>	<p>・救急車を利用した搬送については、把握している。</p>	<p>・特に定めていない。</p>	<p>・可能ではない。</p>
14 神奈川県	<p>直ちに医師等の受入判断を行える者が直接対応できる体制について、確認した結果、平日・夜間・休日ともに受入判断の照会を行える体制が確保されている医療機関は約94.2%、平日昼間のみの体制確保が約1.0%、夜間休日のみの体制確保が約3.3%となり、平日昼間・夜間・休日ともに体制が確保されていない医療機関は約4.5%であった。</p> <p>回答数141（回答率76.2%）</p>	<p>上記体制について、平日昼間・夜間・休日のいずれか一方でも体制が取られない医療機関は約53%、また、対応を医師等と定めている医療機関は、そのうちの約53%であった。</p> <p>また、医師等以外の者が対応する場合の照会応答マニュアルについては、約43%の医療機関が作成しているが、一方で、地域の消防本部とマニュアルを共有している医療機関は約1%であった。</p>	<p>消防機関からのホットラインを取扱っている医療機関は約47%。また、対応を医師等と定めている医療機関は、そのうちの約53%であった。</p> <p>消防機関への連絡方法等を示した手順書等があるか</p> <p>回答数141（回答率76.2%）</p>	<p>搬送照会に係る応答記録を作成している医療機関は約53%、また、対応を医師等と定めている医療機関は、そのうちの約53%であった。</p> <p>消防機関への連絡方法等を示した手順書等があるか</p> <p>回答数139（回答率75.1%）</p>	<p>消防機関での救急隊員は、救急業務に関する講習で総務省令で定められた課程を修了した者、二級救急業務に従事する者にてての救急業務は可能。</p> <p>消防機関への検査の結果、医療機関への連絡方法等を示した手順書等がある。</p> <p>とされているおり、全ての救急隊に救急科課程修了者等の救急医療に関する知識を有する職員が配置されている。</p>	<p>全ての救急隊に救急科課程修了者等の救急医療に関する知識を有する職員は、救急業務に関する講習で総務省令で定められた課程を修了した者、二級救急業務に従事する者にてての救急業務は可能。</p> <p>消防機関への検査の結果、医療機関への連絡方法等を示した手順書等がある。</p> <p>消防本部は全26消防本部のうち3本部。</p>	<p>消防機関への調査の結果、県内各地区メディカルコントロール協議会（5地区）において、救急救命士への指示体制を確立している。</p> <p>また、救急救命士の資格の向上、指示医師のスキルアップ、地区格差の解消のため、症例検討会、指示医師研修会、検査医師連絡会等を開催し、救急搬送支援体制の推進を図っている。</p>	<p>県境を越える救急患者の搬送は相当数あるものと思われるが、当県において具体的な搬送実績は把握していない。</p> <p>また、搬送照会等の対応を行なう医療機関等についても予め定められてはいない。</p>	<p>当県では搬送に係るルールは定めていない。</p> <p>また、搬送照会等の対応を行なう医療機関等についても予め定められてはいない。</p>	<p>・救急医療情報システムは、各都道府県がそれぞれの地域性や実状に応じて運用しているものであり、現時点においては、パスワードの提供を行なってはいる。</p>	
15 新潟県	<p>NICUを整備している周産期母子医療センターにおいては、夜間・休日において、直ちに医師等の受入判断を行える者が直接対応する体制がとられている。</p>	<p>上記体制がとられていないセンターにおいても、窓口から医師等に速やかに受入判断の照会を行える体制が確保されている。</p>	<p>救急救命センターに消防署からのホットラインが取扱われており、医師からの指示が必要な場合は、救命救急センター当直医師が持つ携帯電話に連絡してもらうこととしている。</p>	<p>応答記録用紙という様式はないが、各周産期医療機関において、電話応対の規範をとっている。それにより、年間の収容対応状況を把握することは可能である。</p>	<p>すべての救急隊に救命救急科課程等を修了してあり、妊婦を前提とした傷病者の観察が可能である。</p>	<p>全救急隊員が救命救急科課程等を修了してあり、妊婦を前提とした傷病者の観察が可能である。</p> <p>また、妊婦の救急搬送に関しては、医療機関への連絡方法等について内部で手順を定めている本部もある。</p>	<p>消防本部から相談、提案等があれば、協議会において検討することとしている。</p> <p>また、妊婦の救急搬送に関しては、医療機関への連絡方法等について内部で手順を定めている本部もある。</p>	<p>搬送している。（平成19年1月～12月の妊娠救急搬送件数）</p> <p>県外搬送 1件</p>	<p>県外への妊婦や新生児の搬送について特にルールを定めてはいない。しかし、県外へ搬送をする事例が生じた場合には、総合周産期母子医療センターが県外医療機関との調整を行っている。</p>	<p>現在、他県の応需情報へのアクセスの共有化は図られていない。</p> <p>弊社は、出産後の家族の負担を考えれば、原則県内に留めることが理想であり、県外への搬送は強めて別個的な事例と考える。すべての医療機関での情報の共有化は必要ないが、少なくとも総合周産期センター同士の連絡はとれるようにしておくべきと考える。</p>	

都道府県	(2) 救急医療と周産期医療の連携 (ア) 医療機関の救急部門と産科部門の連携		(3) 地域における産科医療体制の確保 (ア) 地域における産科医療体制の確保		(4) 妊婦健診の受診動機 (ア) 妊婦健診		(イ) 公費負担の実施			
	医療機関の救急部門において妊婦の搬送受託を受けた場合、必要に応じて産科部門に確実に連絡がとれる等両部門間の連携体制が確保されているか。	産科部門を有する医療機関において、産科に係る医療体制が構築されているか。	医療計画において、産科に係る医療体制が構築されているか。	問題となった過去の搬送症例について、医療機関、消防機関等からなる関係者による検証が行われているか。	県下の医療機関における分娩費用を把握しているか。その上で、適切な金額になるよう具体的な指導・助言を行っているか。	都道府県において、(特に夜間・休日に)県下の産科医の充足状況を十分把握しているか。その上で、各種の医師確保対策に係る具体的な取組を実施しているか。				
8 灰城県	産科部門を有する医療機関では、産科担当医に連絡できる体制はどちらである。	院内その他部門への連絡体制はどうされている。	利用できない(利用できるよう検討中)	原則として受診中の妊婦に対する受け入れは確保されている	周産期医療体制でハイリスク患者の受け入れは確保されている	一般的な救急を含めMC協議会で検証が行われている	産婦人科医数を把握した上で、医師確保対策を実施している	把握していない	妊娠の早期届出と妊娠検診受診の広報(広報誌、ポスター等) 妊娠届出者に対する訪問保健指導 妊娠検診受診結果に基づく訪問指導 妊娠教室の開催	H20年度から全市町村で妊娠検診6回分の公費負担を実施予定
9 佐木県	分娩機能を有する救急医療機関においては約92%の医療機関で確保されている	分娩機能を有する救急医療機関は、100%確保されている	周産期医療に係る医療体制が構築されている	産科に係る搬送症例の検証は行っていない。今後の検討課題である	各病院・診療所における常勤医師数、分娩件数について把握している	把握していない	早期の妊娠届出の励行や、妊娠届出時に母子健康手帳の配付に併せて妊娠健診の実績を奨励するとともに、妊娠健診費用の公費負担を軽減するため、公費負担の拡充を行っている。また、健診受診率で異常が発見された妊婦等、ハイリスク妊婦に対しては、必要に応じコローラップを行っている。 なお、今般の「医科救急搬送受入体制の確保に係る方策」を受け、早期の妊娠届出の励行及び妊娠健診受診率の受診の勧奨を行うこととする。 県内に依頼するとともに、県の広報紙やホームページにより、県民に対して広く勧奨を行ったところである。	平成19年10月現在の木戸興内市町における妊娠健診受診の公費負担回数は、平均で4.1回であるが、5回を下回している11市町においても、平成20年度以降は、5回以上の実施を検討している。		
10 豊馬県	救急部門と産科部門における連携体制は確保されている。	本県の周産期医療を担う12の拠点病院のうち、11の施設は総合病院であり、同一病院内での連携が図られており、残る1医療機関も近隣の総合病院と連携を取り、対応している。	消防機関が周産期救急情報システムを利用することはできないが、消防機関から搬送会を受けた一般産科医療機関がシステムを利用し搬送先を探することは可能であり、間接的であるが、利用できる体制はどちらであると考えている。	何かの理由でかかりつけ医が対応できぬ場合は、各地域の拠点病院(地域周産期母子医療センター)または地域周産期母子医療センターによる搬送先医療機関の確保など、「群馬県周産期医療システム丹本新生児搬送マニュアル」に基づいた対応が取られている。	搬送元産科医療機関からの受入調整依頼を受けた総合周産期母子医療センターによる搬送全般の事後検証を行う中で産科に係る扶養も実施している。	産科医の不足の状況を踏まえ、医師確保協定書資金貸与制度や小児・周産期医療体制整備補助金など各種の医師確保対策を進めている。	分娩費用の把握及び指導・助言は行っていない。	県では、母子健診手帳の別冊を作成し、全妊婦に市町村窓口にて配布するなどに市町村には、広報誌への妊娠届出の推進並びに母子保健事業等について啓発活動を実施している。 妊娠が早期に妊娠届出を市町村へ提出することを推進するため、日本産科婦人科学会群馬県支部・妊娠届出指導業務について業務委託を行い、妊娠への言及啓発活動を実施している。	平成20年度には、ほとんどの市町村で6回以上の公費負担を予定している。	
11 埼玉県	△対応86.2%	△対応69.0%	X	△医療計画には周産期医療体制として構築。ハイリスク時における連携状況等については医療対策協議会提言書参照	×埼玉県医師会母子保健委員会において県下35消防本部の協力を得て行った母体搬送実態調査によると、本県で搬送中死産などの事例はない。	○医療対策協議会において産科医療の現状を検討、同協議会の提言を受け、各種対策に取り組む。	X	△	都道府県・市町村において、妊娠届出時に妊婦健診の受診動機を併せて、地域住民に対し、妊娠健診の受診動機を行っているか。	O
12 千葉県	救急部門と産科部門との連携体制は概ね対応できている。	ちば救急医療ネットにおいて、周産期応需情報を提供している	平成19年10月1日より、周産期医療センター及び同クラスの病院の連携による母体搬送システムを実施	妊婦の救急搬送に間に、受入困難事例が発生したことを受け、意見交換会を開催した。	国の方針にに基づき、把握している。後期臨床研修医に対する研修資金の貸付制度等を創設し、医師確保対策を実施している。	把握していない	早期に医療機関の受診や妊娠届出を勧めている市町村は、37市町村であり、啓発の方法は広報・ホームページのほかに市町村独自の子育てガイドブックなどの小冊子により発行している。 また、妊娠届出時に出产・妊娠に伴うリスク等が考えられる場合は、50市町村で家庭訪問等の活動に終日させ、保健指導を行なうなどに、適正な医療機関の受診を奨励している。	全ての市町村において、妊娠健診の重要性や公費負担による影響がなされていることを周知している。	現状では、2回が53市町村、3回以上が3市町村となっている。 20年度においては、5回以上に拡大する見込みである。	
13 東京都	・病院によって連携体制は様々であるが、必要に応じ医療機関相互で連絡をとっていると理解している。	・東京消防庁総合指令室にシステム端末が設置されており、周産期医療情報システムの情報を適宜活用している。	・東京都消防本部の協力を得て行った母体搬送実態調査によると、本県で搬送中死産などの事例はない。	・東京都メタカルコントロール協議会の事後検証委員会等での後計体制をとっている。 ・周産期医療協議会に、周産期母子医療センター、医師会、産婦人科医会、東京消防庁等の委員が入り、周産期に係る条例等を討究する体制をとっている。	・産科医師の充足状況を含めた調査を実施中である。	・19年度の周産期母子医療センターの分娩費用の状況は把握している。 ・左記の内容の指導については、行っていない。国の方針を示されたい。	・区市町村の母親学習等での地域医師・助産師等による普及啓発や、妊娠健診受診票結果による区市町村の事後フォローなどの形で実施している。	・妊娠健診の受診動機や公費負担措置の周知は、受診券配布時に区市町村が実施している。その他、母親学習等でも受診動機を実施している。	・現行、各区市町村で、最低2回以上の公費負担を実施している。総的には、回数増の方向へ向けて取組中である。	
14 沖縄県	救急部門に妊婦の搬送依頼があった時点で、直ちに産科部門へつなぎ、産科部門において受入可否の判断や、搬送後の処置を行う体制を確保している。 場合によっては、産科部門の助産等バックアップを持た上で、救急部門において受入可否の判断や搬送後の処置を行うこともある。	同一医療機関内の他部門との連携体制については、概ね確保されている。	・消防機関が必要に応じて周産期救急医療体制の充実を図ることとしている。 ・周産期救急医療システムにおける産科搬送や設備を充実するとともに、医療機関の能力に応じた役割分担による救急体制である周産期救急医療システム及び医療機関情報を提供する周産期救急医療情報システムを構築している。 ・ハイリスク分娩対応可能な周産期母子医療センター22か所で、24時間の受入体制を確保している。	・医療計画において、妊婦・出産から新生児に至る総合的な周産期救急医療体制の充実を図ることとしている。 ・周産期救急医療システムにおける産科搬送、新生児搬送の実施調査を行ない、対応を後検している。 ・また、沖縄県立産科婦人科医会において定期的に症例報告会などを実施しており、平成19年度には、消防機関との意見交換等を実施している。	・「産科医療及び分娩に関する調査」を平成18年、平成19年に実施し、県下の分娩施設、医療從事者の状況を把握(夜間・休日の状況については、未実施。)した上で、医師確保対策に係る具体的な取組みを実施・計画している。	・県としては、一部の医療機関について、分娩費用を把握しているが、分娩費用の設定について具体的な指導・助言は行っていない。 ・また、本年1月には、妊娠健診受診の受診動機を目的としたポスター(妊娠健診受診の公費負担措置についても記載)を県で作成し、県内市町村への配布のほか、県医師会や助産師会、薬剤師会等関係団体に医療機関や助産師、薬局等への配布を依頼するなど、妊娠健診受診の受診動機や公費負担の周知を図っている。 ・その後、県広報紙や新聞において、女性の健診相談と併せて、妊娠健診の受診動機及び公費負担の周知を図っている。 ・市町村については、ホームページや広報等を用いて、妊娠健診の受診動機、公費負担の内容などを実施し、地域住民に対する周知を図っている。	・沖縄県では、県ホームページ上に「すぐやかな妊娠と出産のために」を掲載し、妊娠健診受診の必要性や公費負担の実施を含めた「妊娠中の健康管理」や「妊娠健診の内容」、「妊娠中の健診相談に関する情報提供を実施している。	・各市町村において、母子健康手帳と一緒に妊娠健診受診の公費負担を実施している。		
15 新潟県	すべての周産期医療機関において、産科部門に確実に連絡がとれる等両部門間の連携体制が確保されている。 (院内) 産科医が院内の救命救急センターや該当科に連絡をする等連携体制がとれる病院がある一方で、専門医がない等で対応できない事例もある。(他医療機関との連携) 他医療機関と密接な連携体制をとっている病院もある。	(院内) 周産期救急情報システムは、パスワードを付与された消防機関が閲覧できるようになっている。	周産期救急情報システムは、24時間対応可能な体制をとっている。	県内の産科医数については把握しているが、個々の医療機関の夜間・休日の人員体制については把握していない。 分娩費用は自由診療となっており、指導・助言は特に行っていない。	区産婦人科医数については把握しているが、その費用は自由診療となっており、指導・助言は特に行っていない。	各市町村において、妊娠届出時や母親教室などの母子保健実施時に、必要な指導・支援を行っている。 ほか、県のホームページで各市町村の妊娠健診公費負担状況を情報提供している。	各市町村において、妊娠届出時や母親教室などの母子保健実施券を交付している。 平成20年度以降、5回以上の公費負担実施市町村数はさらに増加する見込みである。	H19.10.1現在、20/35市町村が回以上の妊娠健診公費負担を実施している。 平成20年度以降、5回以上の公費負担実施市町村数はさらに増加する見込みである。		

都道府県		(1) 救急搬送に対する支援体制 (ア) 救急医療情報システム									
		① 更新頻度			② 入力情報			③ 受入可能			
		救急医療情報システムを導入しているか。していない場合、救急隊からの搬送紹介に同じ、支障が生じていないか。	システムに参画している医療機関における医療機関において、空床状況や医師等医療従事者の移動状況を適切かつ迅速に把握の上、システムに入力する体制が確保されているか。更新頻度はどのような状況か。即時性は確保されているか。	入力者が、当該医療機関の機能・体制等に精通している者か。	入力者が空床状況等の確認を行って緊急処置や手術の状況が入力者に伝達される仕組みになっているか。	夜間・休日において、入力者が不在である。入力端末(コンピューター)の電源が切られている。又は、室内に世情管理されている等事实上入力が行えない状態となっているか。	システムの管理者(都道府県又は事業を受託した機関)や地域の消防本部が、表示内容の更新状況を確認し、更新を行っていない医療機関に対し、その督促を行う等のフォローを行っているか。	都道府県において、応需情報等に係る定義や表示項目を適切で理解しやすいものとした上で、システム巡回医療機関及び地域の消防本部にその周知を図っているか。	診療科別の応需情報において、「産科」のみの区分が別途設けられているか。	「受入可能」と表示している医療機関がほぼ毎日同じである等、表示内容が事実上固定されていないか。	システムの管理者や地域の消防本部が、表示内容を確認し、誤りがないか等事実関係について照会を行っているか。
16 富山県	導入している	二次救急を担う輪番制病院の7割が毎日更新(うち、お産を取り扱う病院に限定する9割以上)	二次救急を担う輪番制病院の6割が精通者が入力を担当	二次救急を担う輪番制病院の約7割が確認を行っている	二次救急を担う輪番制病院の半数以上が伝達される仕組みになっていない	二次救急を担う輪番制病院の半数が夜間・休日にも入力を行える状態である	システムの運営を委託されている県医師会が行なっている	今年度中にシステムを改修予定であり、3月に新システムの説明会を開催する	新システムで対応予定	更新頻度に比例	行っていない
17 石川県	平成9年1月より「石川県災害・救急医療情報システム」を導入	1日に2度の更新をお願いしているところである。	ほとんどの産科救急医療機関が精通している者が入力している。	約半数の産科救急医療機関が行っている。	約3割の医療機関が伝達される仕組みとなっている	約3割の医療機関が夜間・休日において入力を行える状態となっている	3日間情報入力が行われなかった場合には、FAXにより督促を行っている。	定義や表示項目について、理解が困難という意見が出ていたため、周知していない。	受けられていない「産婦人科」と表示	更新の際に確認してもらうため固定されていない	行っていない
18 福井県	導入している	・1日2回更新するよう指導している。	・空床状況、診療科別の手術・処置の可否を入力する体制が確保されている。 ・医師を有する救急医療機関(以下「産科救急医療機関」という。)のほとんどは精通者が入力し、入力者が空床状況等の確認をし、夜間・休日でも入力ができる状態になっている。				・7日間更新がない場合は、入力の督促をしている。	・定義等を理解しやすくし、その周知も図っている。	・「産婦人科」「産科」の区分が設けられている。	・医療機関の実情に応じ入力されている。	・適宜行っている。
19 山梨県	○導入している。	○ほぼ全ての医療機関で毎日更新している。	○全ての医療機関において入力者は当該機関に精通した者となっており、また、入力時の空床状況等の確認についてもほぼ全ての医療機関で行っている。 ○しかしながら、医療機関の中には、特定の事務職員が入力しているため、休日などに入力が行うことができない事例も見られた。	○更新していない医療機関がシステム画面に表示され、当該医療機関に対し、県救急医療情報センター職員(県が事業委託)が直接、督促を行っている。	○応需情報等に係る定義や表示項目は適切に理解されやすいものとなっており、周知も図られている。	○別途説明されていない。	○毎日、更新されている。	○行っていない。			

都道府県	(イ) 消防機関と医療機関の連携体制					(ウ) 東境を越える患者の搬送体制					
	① 医療機関の窓口体制	② 消防機関における体制	③ 消防機関における体制	④ メディカルコントロールの活用	⑤ メディカルコントロールの活用	⑥ メディカルコントロールの活用	⑦ メディカルコントロールの活用	⑧ メディカルコントロールの活用	⑨ メディカルコントロールの活用	⑩ メディカルコントロールの活用	
都道府県	<p>① 医療機関の窓口体制</p> <p>消防機関等からの搬送照会に対し、平日は消防機関に、消防機関からのホットラインが敷設されているか。また、直ちに医師等の受入判断を行える体制が確保されているか。この場合、照会応答マニュアルが作成されているか。同マニュアルが医療機関の職員のみならず、地域の消防本部にも情報共有されているか。</p>	<p>② 消防機関における体制</p> <p>消防機関において、搬送照会に係る応答記録を作成しているか。</p>	<p>③ 消防機関における体制</p> <p>全ての救急隊に救命士や救急科医が配置された者等の救急医療に関する知識を有する職員が配置されているか。</p>	<p>④ メディカルコントロールの活用</p> <p>現地の救急隊のみでは搬送を入院会議に於けるが困難な場合、救急隊と指令センター双方が早期に連携し照会を行う体制がとられているか。</p>	<p>⑤ メディカルコントロールの活用</p> <p>都道府県において、県内医療機関にて搬送先医療機関の選定に因縁をもつた場合等において、搬送する旨を示す手順書等があるか。</p>	<p>⑥ メディカルコントロールの活用</p> <p>自省内の搬送先医療機関の選定に因縁をもつた場合等において、搬送する旨を示す手順書等があるか。</p>	<p>⑦ メディカルコントロールの活用</p> <p>都道府県間で搬送に係る何らかのルール(搬送条件、搬送方法、搬送手順等)を定めているか。その場合、搬送照会等の対応を行う医療機関が予め定められているか。</p>	<p>⑧ メディカルコントロールの活用</p> <p>救急医療情報システムの画面上で隣接する他の都道府県等の必要な情報をもアクセスできるよう、パスワードの提供を行なう等その共用化が図られているか。</p>			
16 富山県	<p>二次救急を担う総合病院の8割以上で直接対応の体制がとられている</p> <p>体制がとられていない場合、窓口から院内の医師等に対し、速やかに受入判断の照会を行える体制が確保されているか。</p> <p>照会応答マニュアルが作成されているか。</p> <p>マニュアルが医療機関の職員のみならず、地域の消防本部にも情報共有されているか。</p> <p>ホットラインがないところは共有している</p>	<p>二次救急を担う総合病院のほか全てで敷設されており、対応者は医師等となっている。</p> <p>マニュアルが医療機関の職員のみならず、地域の消防本部にも情報共有されているか。</p>	<p>総合病院の約半数で作成している。</p> <p>作成していないところでは、搬送照会のあたって受け入れていた。</p>	<p>配置されている</p>	<p>救急隊において、妊娠を前提とした傷病者の観察が可能か。 →可能である</p> <p>妊娠の救急搬送に際し、医療機関への連絡方法等を示した手順書等があるか →13の消防本部のうち、手順書があるのは2ヶ所</p>	<p>体制あり</p>	<p>相談助言を行う体制があると回答したMO事務局は半数。</p> <p>ないと回答したところはこれまで相談等がなかっただけであり、必要があれば相談助言を行うことは可能。</p>	<p>救急事故の発生地域、傷病者の症状等の事情により、県境を越える搬送があることは把握しているが、搬送先医療機関、件数等の詳細は不明である。</p>	<p>定めていない</p>	<p>新システムで対応するか検討中</p>	
17 石川県	<p>ほとんどの産科救急病院において直ちに医師等の受入判断を行えるものが直接対応する体制がとられている</p> <p>上記に該当しない全ての産科救急病院が窓口から院内の医師等に対し、速やかに受入判断の照会を行える体制が確保されている。マニュアルについては職員のみで情報共有されている</p>	<p>ほとんどの救急病院にホットラインが敷設されており、医師等受入判断ができる者が対応している。</p>	<p>6割程度の医療機関が作成している</p>	<p>配置されている</p>	<p>大半の消防本部で、妊娠を前提とした傷病者の観察が可能となっている。なお、手順書がある消防本部は11消防本部中2となっている。</p>	<p>体制がとられている</p>	<p>各消防本部では、指示医療機関との間に「救急救命士の特定行為に関する指示協定」が締結され、特定行為に係る指示をもらうための体制が確保されている。</p>	<p>把握している。(平成18年における各消防本部の搬送先医療機関については調査済み)</p>	<p>定められていない</p>	<p>図られていない</p>	
18 福井県	<p>・産科救急医療機関のほとんどは直ちに医師等の受入判断を行える者が直接対応する体制がとられている。</p>	<p>・産科救急医療機関のほとんどは作成している。</p>	<p>配置されている。</p>	<p>可能である。かかりつけ医に行き、そこから総合周産期母子医療センター等に對応者は医師等になっている。</p>	<p>現地の救急隊のみで搬送受入照会が困難な事例はないが、万一の場合の体制はとられている。</p>	<p>妊婦の救急搬送で問題となつた事例はないが、体制はとられている。</p>	<p>県境を越える搬送に関して問題となつた事例はないが、体制はとれている。</p>	<p>県境の周産期医療体制においては、リスクの高い妊娠や高度な新生児医療を提供し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進するため、平成16年度から県立病院内に総合周産期母子医療センターを設置するとともに、県内の主要な病院を地取組会母子医療センターに指定し、NICUで低出生体重児の治療に当たってきた。また、NICUが満床状態で推移する中、県立病院のNICUを増床し、県内で治療ができる体制を積極的に進めている。</p> <p>しかし、垂涎な患者であり、県内で手術ができない場合など、限られた事例について、福井県の石川県や近畿の大手病院等へ個別具体的に受け入れの要請を行い、手術等の処置を行っている。こうしたことは、主に県立病院や福井大学附属病院が実施することとなり、随時来院の患者に努めている。</p> <p>また、近畿2府7県において、赤良県で起った事案を受けて、平成19年9月に近畿ブロック周産期医療広域連携体制の確保に向けた後見を行い、実施要領を作成の上、近畿地域での広域的な患者の受け入れ連携体制を構築し、各府県における広域連携医療拠点病院を設置したことである。本県においては、総合周産期母子医療センターのある県立病院が、県外医療機関からの受け入れ要請に対する窓口となって調整にあることとなっている。</p>	<p>本県の周産期医療体制においては、リスクの高い妊娠や高度な新生児医療を提供し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進するため、平成16年度から県立病院内に総合周産期母子医療センターを設置するとともに、県内の主要な病院を地取組会母子医療センターに指定し、NICUで低出生体重児の治療に当たってきた。また、NICUが満床状態で推移する中、県立病院のNICUを増床し、県内で治療ができる体制を積極的に進めている。</p> <p>しかし、垂涎な患者であり、県内で手術ができない場合など、限られた事例について、福井県の石川県や近畿の大手病院等へ個別具体的に受け入れの要請を行い、手術等の処置を行っている。こうしたことは、主に県立病院や福井大学附属病院が実施することとなり、随時来院の患者に努めている。</p> <p>また、近畿2府7県において、赤良県で起った事案を受けて、平成19年9月に近畿ブロック周産期医療広域連携体制の確保に向けた後見を行い、実施要領を作成の上、近畿地域での広域的な患者の受け入れ連携体制を構築し、各府県における広域連携医療拠点病院を設置したことである。本県においては、総合周産期母子医療センターのある県立病院が、県外医療機関からの受け入れ要請に対する窓口となって調整にあることとなっている。</p>	<p>把握している。</p>	<p>図られていない</p>
19 山梨県	<p>O2／3の医療機関において、消防機関からの搬送照会に対し、直ちに医師等が対応できる体制が整備されている。</p>	<p>O上記通りの医療機関においては、医療機関とホットラインを敷設している医師等に速やかに伝達され受入判断ができる体制が整備されている。</p> <p>O半数程度の医療機関でマニュアルの作成が進んでいるが、作成している医療機関でも消防機関にそのマニュアルを提供しているのは少ない。</p>	<p>O消防機関とホットラインを敷設している医療機関は1／3であり、その対応者が医師である医療機関は少ない。</p>	<p>O応答記録を作成している医療機関は1／3となっている。</p>	<p>O全ての消防機関において、救急医療の知識を有する職員が救急隊に配置されている。</p>	<p>O半数の消防機関で妊娠を前提にした傷病者の観察が可能であるが、妊娠の救急搬送に對し医療機関への連絡方法を示した手順書を作成している消防機関は少ない。</p>	<p>O全ての消防機関において、救急隊と指令センターが早期に連携して照会が行えうる体制が整備されている。</p>	<p>O本県では県レベルでメディカルコントロール協議会を設置しているが、その中に、相談・助言を行なう体制がとられている。</p>	<p>O実態を把握している。</p>	<p>図られていない</p>	

(2) 救急医療と周産期医療の連携 (ア) 医療機関の救急部門と産科部門の連携				(イ) 周産期救急情報システム		(ウ) 地域における産科医療体制の確保 (ア) 地域における産科医療体制の確保		(エ) 産科医の確保		(オ) 妊婦健診受診の受診動員 (ア) 妊婦健診受診		(カ) 公費負担の実施	
都道府県	医療機関の救急部門において妊婦の搬送照会を受けた場合、必要に応じ、産科部門に確実に連絡がとれる等両部門間の連携体制が確保されているか。	産科部門を有する医療機関において、他の部門の診療を必要とする患者の搬送紹介を受けた場合、同一又は県内同一医療圏の他の医療機関の救急部門等に連絡がとれる等連携体制が確保されているか。	一般的な救急医療情報システムでの対応が困難な場合の患者搬送に備え、必要に応じ、消防機関が周産期救急情報システムを利用できる体制がとられているか。	医療計画において、産科に係る医療体制が構築されているか。	問題となった過去の搬送症例について、医療機関、消防機関等からなる関係者による検証が行われているか。	都道府県において、(特に夜間・休日に)県下の産科医の充足状況を十分把握しているか。その上で、適当な金額になるよう具体的な指導・助言を行っているか。	県下の医療機関における分娩費用を把握しているか。その上で、適当な金額になるよう具体的な指導・助言を行っているか。	都道府県・市町村において、間隔開設の連携により、地域住民に対し、妊娠・出産に伴うリスクや妊娠の兆候があつた場合の医療機関受診について啓発活動を実施しているか。	都道府県・市町村において、妊娠健診の受診動員を行っているか。また、出産に伴うリスクや妊娠の兆候があつた場合の医療機関受診について啓発活動を実施しているか。	県内の各市町村において、妊娠健診の費用について十分な公費負担が図られているか。	県内の各市町村において、妊娠健診の費用について十分な公費負担が図られているか。		
16 富山県	確保されている	確保されている	とられている	構築されている	これまで問題事案なし 一もしあれば 地域MCIで検証を行うことになる	把握しており、取組も実施している	把握していない	母子手帳交付時、母親教室等で実施している	地域住民に対し、妊娠健診の受診動員を行っているか。 →母子手帳交付時、母親教室等で実施している	避難待合室に公費負担措置がなされている旨の周知を図っているか →新聞、公報等で周知	全市町村で4回以上実施		
17 石川県	ほとんど全ての産科医療機関において 確保されている	"	"	消防機関からの要請に對し、総合周産期母子医療センターが必竟に応じ周産期救急情報システムを活用し、適切な受入先について調整することとしている	構築されている 県立中央病院内の「いしかわ総合母子医療センター」はじめとする県内の4病院で常時受け入れ体制をとっている	確立している	行われていない	把握している。また、産科医を目指す医学生については、修業資金を貰うなど、産科医の養成・確保に努めている。	把握している	日本産科会石川県支部及び日本助産師会石川県支部、市町との連携により、啓発活動に取り組んでいる。(ほかに妊娠育児支援強化事業等)	県広報に掲載し周知を行うとともに、実績生体の市町は全戸配布している	平成19年度より、全ての市町において公費負担による妊娠健診の回数が2回から6回に拡大。	
18 福井県	全ての産科医急診機関で前段の連携体制が確保され、全ての分娩取扱医療機関で後段の連携体制が確保されている。 リスクの高い妊娠や高度な新生児医療の提供を行ため、総合周産期母子医療センターにおいては、24時間体制で母体や新生児を管理しており、救急指定病院に指定されていることから、救急搬送があった場合の救急部門と周産期医療部門の連携体制が、確保されている。また、地域周産期母子医療センターの各病院においても、リスクの高い妊娠等に対応するための医療体制を整えている。さらに各病院の代表や救急部門で構成する周産期医療協議会において、救急搬送体制等について検討し、受け入れ分担をするなど、さらなる連携を図っているところである。	本県の周産期医療情報ネットワークは、広域災害救急情報システムの追加メニューとして整備し、情報を蓄積するサーバーを共有するとともに、総合母子医療センターや地域周産期母子医療センターである各病院のほか、消防機関や地域の分娩医療機関からもアクセスすることが可能となっている。	全ての分娩取扱医療機関が夜間も分娩を取り扱っており、空白時間帯はない。	確立している	問題となった事例の報告はないが、万一、問題の事例が生じれば既存の協議会で検証可能	医療機関ごとの産科医の配置状況を把握している。	把握している。 不適当と思われる事例がないため、指導等は行っていない。	妊娠健診受診の受診、早期の妊娠届出の勧奨について、機会を捉えて、各市町に周知している。また、市町においては、広報誌やホームページ等で普及啓発するとともに、妊娠健診受診の助成制度について、医療機関の協力を得ながら、周知を図っている。	すべての妊娠に対して、妊娠健診の一部無料化(3回～14回)を実施している。 また、本県独自の取り組みとして、3人目以降の妊娠に対しては、県の補助制度を受け、妊娠健診を原則無料(14回まで)とし、出産にかかる費用の軽減を図っている。				
19 山梨県	分娩を扱う全ての病院において、救急部門と産科部門との連携が図られている。	分娩を扱う全ての病院において、産科部門と同一医療圏の他の病院の救急部門との連携が図られている。	現行システムでは消防機関が利用できる体制がとられているが、本年度、システムの見直しを行っており、次年度から消防機関が利用できる体制になる予定。	構築されている。	行われていない。	充足状況について把握しており、また、各種の医師確保対策を実施(例:冥学会)	把握している。	○県では県愛育連合会などを通じ県民に対し情報提供や啓発活動などを実施している。 ○また、市町村では妊娠届出時に受診の勧奨や公費負担妊娠健診について説明している。	○全ての市町村が県内共通の受診票により国が示した診査時期、項目を参考として、5回の公費負担による妊娠健診を実施している。また、一部の市町村ではさらなる独自の健診助成を行っている。これらの平均回数は5.64回であり、昨年8月の全国平均である2.8回を大きく上回っていることや、国が原則としている5回を超えることから、現段階における本県の公費負担妊娠健診の水準は、十分とはいえないまでも必要レベルを満たしている。				

都道府県	(1) 救急搬送に対する支援体制 (ア) 救急医療情報システム										システムの管理者や地域の消防本部等が、表示内容を確認し、誤りがないか等審査について照会を行っているか。
	①更新頻度		②入力情報								
長野県	導入している	救急医療情報システムを導入している医療機関におけるシステムに参画している医療機関における空床状況や医師等医療従事者の稼働状況を適切かつ迅速に把握の上、システムに入力する体制が確保されているか。即時性は確保されているか。  入力者が、当該医療機関の機能・体制で入力者が空床状況等の確認を行って等に精通している者か。	医療機関において、空床状況や医師等医療従事者の稼働状況を適切かつ迅速に把握の上、システムに入力する体制が確保されているか。	入力者が、当該医療機関の機能・体制で入力者が空床状況等の確認を行って等に精通している者か。	緊急処置や手術の状況が入力者に伝達される仕組みになっているか。	夜間・休日ににおいて、入力者が不在である、入力端末(コンピューター)の電源が切れている、又は、室内に世情告白されている等事实上入力が行えない状態となっていないか。	システムの管理者(都道府県又は事業者認証した機関)や地域の消防本部が、表示内容の更新状況を確認し、更新を行っていない医療機関に対し、その督促を行なう等のフォローを行っているか。	都道府県において、応需情報等に係る定額や表示項目を適切に理解しやすいものとした上で、システムを医療機関及び地域の消防本部にその周知を図っているか。	「受入可能」と表示している医療機関のみの区分が別途設けられているか。	システムの管理者や地域の消防本部等が、表示内容を確認し、誤りがないか等審査について照会を行っているか。	
岐阜県	岐阜県広域災害・救急医療情報システム(以下「システム」という)を平成13年度から導入。今年度改修を行なっている。	・ 長野県広域災害・救急医療情報システム(以下「救急医療情報システム」という)については、原則1日2回、応需情報を入力することとしているが、医療機関への調査では、1日に1回(51.5%)で最も多く、次いで1日に2回(20.9%)という結果でした。 ・ 半数以上の医療機関において、原則として1日2回の入力がされていない状況でした。 ・ また、夜間・休日の更新頻度については、平日昼間と「異なる」とした医療機関は32(47.1%)で、さらに、25(38.5%)の医療機関は「更新していない」と回答している(回答数:68)。 ・ なお、情報の更新頻度の改善の可能性については、1日2回が限度:25(38.5%)と回答している一方、弊社:27(41.5%), 1日3回:8(12.3%)と、更新頻度を増やすことを可能とする回答もあった。更新頻度を改善するための条件として、「人的体制の整備」や「病院内システムとのシステム連携」を挙げている。(回答数:65) <改善可能性の条件> ・ 病院内システムとのシステム連携が必要(各診療科における直接入力) ・ 施設の人的体制の整備(オペレーターの専任化) ・ システム上のルール化が必要 <改善は必要しないとする意見> ・ 基本的に昼間、夜間で勤務が変わるために、2回以上する必要性がない。 ・ 応需情報に急な変更が無いため。 ・ 現行のままで問題ない。 ・ 「救急医療情報の把握・提供体制等に関する調査」において、消防機関からはリアルタイムの情報更新を望む回答があり、情報の提供者側と利用者側とは見地の差がある。	医師の在否や空床状況などの把握・確認方法についての調査では、入力者が直接把握・確認している医療機関は、「確認者(医師・看護師)が、口頭で入力者に状況を伝えている」等とされている。(回答数:67)  <入力者への伝達方法> ・ 確認者(医師・看護師)が入力者に口頭で伝える。 ・ 診療科担当責任者が入力者に伝える。 ・ 日報で伝える。	・ 医師の在否や空床状況などの把握・確認方法についての調査では、入力者が直接把握・確認している医療機関は、診療科別医師の在否:55(82.1%)、空床状況:48(71.6%)、緊急処置や手術の状況:36(56.7%)という結果でした。「入力者による直接確認以外の方法」とする医療機関は、「確認者(医師・看護師)が、口頭で入力者に状況を伝えている」等とされている。(回答数:67)	・ 救急医療情報システムについて、多くの消防本部は、救急医療情報システムを使用していない状況にあり、更新頻度を高めらための方策や表示項目が適切など再検討する必要がある。	・ 救急医療情報システムにおける診療科は、内科以下8科の区分が設けられている。なお、産科に係る区分としては(産婦人科、産科、婦人科)と区分されている。	・ 救急医療情報システムにおける診療科は、内科以下8科の区分が設けられている。なお、産科に係る区分としては(産婦人科、産科、婦人科)と区分されている。				
静岡県	導入している	1日1回(90%以上の参加医療機関がグループ)	空床状況や手術等の状況は入力の都度、入力担当者が確認している。情報が自動的に契約されるような体制となる病院は3割程度ある。  ・ 空床状況や手術等の状況は入力の都度、入力担当者が確認している。情報が自動的に契約されるような体制となる病院は2割程度。	医療機関によって対応が異なる。 システム改修の機会に適切に対応するよう依頼予定。	今回、マニュアル作成にあたり、更新が適時になされない医療機関について状況を聞き、対応を依頼した。	活用しやすいシステムの改修をすすめるとともに、説明会等を行なっている。	システム改修の際に、「産科」のみの区分がないため、区分を設置するよう進める。	医療機関によって対応が異なる。 システム改修の機会に適切に対応するよう依頼予定。	特に照会は行なっていない。 システム改修の機会に対応を依頼する場合、照会してほしい。		
愛知県	導入している	平成16年12月の状況によれば、305の参加医療機関における応需日数の平均値は236日であった。また、1日あたりの応需回数の平均値は、1.7回であった。 したがって、ある一定の更新頻度は保たれないと考えている。 しかしながら、月に数回しか更新しない医療機関や、一日1回しか更新しない医療機関であることから、すべての医療機関において即時性が確保されているとは言い難い。	更新頻度は、医療機関によってバラツキがある。毎日10回以上更新する医療機関も若干ながらあるものの、多くの医療機関において、空床情報や医師等医療従事者の稼働状況を適切かつ迅速にシステムに入力する体制が確保されているとは言い難い。	医師会である県医師会の救急医療情報センターにおいて、毎日更新状況を確認し、更新していない医療機関があれば督促する体制をとっている。	平成16年6月、従来のシステムを見直して現行のインターネット方式を採用した。 医療機関、消防機関、保健所などこのシステムの参加機関に対して説明会を実施し、参加機関すべてに操作説明書を配布。24時間対応のヘルプデスクを設置しているが、現在設定されている必要な情報等に係る定義や表示項目などについては、理解しにくいものと思われる。	設置している	1日あたり複数回情報更新する医療機関が多いことから、表示内容が固定化しているとは考えにくい。	委託先である県医師会の救急医療情報センターにおいて、電話による患者からの問い合わせに対応する際、患者の症状に応じた医療機関を紹介するため、システム情報から選択した医療機関に、受診可能かどうかの電話確認を必ず行っており、誤りがあった場合は、可能な限りシステム情報を修正している。			
三重県	導入している	各医療機関により異なるが、一日につき何回かが更新されている。	精通している	確認を行っている	伝達される仕組みとなっている	夜間・休日に入力が行なうことができる	行っている	図っている。	抜けている		
滋賀県	導入している	1日2回(朝8:30まで、夕方17:30まで)の応需情報の更新をお願いしている。 ・状況が変わると即時更新(12病院) ・1日2回更新(19病院)	・精通している(24病院) ・あまり精通していない(1病院) ・その日の入力担当者によって違う(5病院)	・「はい」(23病院) ・「いいえ」(4病院)	・いつも入力可能(23病院) ・日々による(4病院)	1日2回の自動督促(9:30, 17:30)と、担当職員による督促(10:00, 18:00)を行っている。	周知を図っている。	抜けている。		入力情報の中に錯誤があれば必要に応じて確認をしている	